

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

スーパーファンド・ジャパン株式会社（本頁では「当社」と表記）は、当ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売に関する事務を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において当ファンドのお取引や保護預かりを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座、外国証券取引口座の開設が必要となります。個人契約の場合は特定口座開設も選択できます。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、当社との間で合意した日まで、又は合意した日に、ご注文に係る代金をお預けいただきます。
- ・ご注文いただいたお取引が成立したときは、遅滞なく取引報告書（契約締結時交付書面）をお客様に郵送いたします。

当ファンドの販売会社の概要

商 号 等	スーパーファンド・ジャパン株式会社 (Superfund Japan Co., Ltd.) 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 98 号
本店所在地	東京都港区虎の門二丁目 9 番 1 号 虎ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス 11 階
加入協会等	日本証券業協会、日本投資者保護基金
指定紛争解決機関	証券・金融商品あっせん相談センター
資 本 金	275 百万円
主な事業	金融商品取引業
設 立	2005 年 11 月 1 日
連 絡 先	電話：03 3508 6700 E-mail：tokyo@superfund.jp H P：www.superfund.co.jp 又は当社所属の金融商品仲介業者にご連絡ください。